2　経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。
一　当該指定に係る地域
二　当該指定を受けた特定石油ガス輸入業者等の商号、名称又は氏名、住所及び主たる事務所の所在地
3　経済産業大臣は、第二十七条第二項又は第二十八条第二項の規定による変更の届出（前項第二号に掲げる事項に係るものに限る。）があつたときは、当該変更に係る事項を告示するものとする。
4　同一の第一項の経済産業省令で定める地域について同項の規定による指定を受けた特定石油ガス輸入業者等は、共同して、経済産業省令で定めるところにより、我が国における災害の発生により特定の地域への石油ガスの供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合において当該地域への石油ガスの安定的な供給を確保するための当該特定石油ガス輸入業者等相互間の連携に関する計画（以下「災害時石油ガス供給連携計画」という。）を作成し、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。
5　災害時石油ガス供給連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　当該特定石油ガス輸入業者等相互の連絡に関する事項
二　当該特定石油ガス輸入業者等による石油ガスの貯蔵施設及び石油ガス容器に石油ガスを充塡する事業場の共同利用に関する事項
三　当該特定石油ガス輸入業者等による石油ガスの輸送に係る協力に関する事項
四　その他経済産業省令で定める事項
6　前条第六項から第九項までの規定は、特定石油ガス輸入業者等に準用する。この場合において、同条第七項及び第八項中「災害時石油供給連携計画」とあるのは「災害時石油ガス供給連携計画」と、同条第七項第一号及び第三号中「石油」とあるのは「石油ガス」と読み替えるものとする。
（公正取引委員会との関係）
第十五条　経済産業大臣は、第十三条第四項又は前条第四項の規定による届出を受理したときは、その届出に係る災害時石油供給連携計画又は災害時石油ガス供給連携計画の写しを公正取引委員会に送付するものとする。
2　公正取引委員会は、必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、前項の規定による送付を受けた災害時石油供給連携計画又は災害時石油ガス供給連携計画について意見を述べるものとする。
（石油需給適正化法の一部改正）
第二条　石油需給適正化法（昭和四十八年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。
第一条中「場合」の下に「及び我が国における災害の発生により国内の石油の大幅な供給不足が生ずる場合」を加える。
第四条第一項中「又は不足する」を「若しくは不足する」に改め、「あるため」の下に「、又は我が国における災害の発生により国内の石油の供給が大幅に不足し、若しくは不足するおそれがあるため」を加える。
（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正）
第三条　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。
第三条中「「石油等」という。）」の下に「の探鉱等、石炭の探鉱、地熱の探査」を、「可燃性天然ガス資源」の下に「、石炭資源、地熱資源」を、「もって石油等」の下に「、石炭、地熱」を加える。
第五条第一項中「第五条第四項の規定」の下に「並びに災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十六号）附則第五条第三項及び第六条第二項の規定」を加える。
第十一条第一項第一号中「液化」の下に「、海外における石炭の探鉱、本邦における地熱の探査」を加え、「及び第三号」を削り、同項第三号中「並びに可燃性天然ガスの液化に必要な資金」を「、可燃性天然ガスの液化並びに石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の事業（同号において「石炭の採掘等」という。）、本邦における地熱の採取」に、「採掘等」を「採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業」に改め、同項第五号中「おける実証」の下に「、石炭の採掘等に係る技術に関する指導及び当該技術の実証、地熱の探査に係る技術に関する指導及び当該技術の実証」を加え、同項第六号中「石油等及び」の下に「石炭の探鉱、地熱の探査並びに」を、「調査（」の下に「石炭の探鉱に係る調査にあっては海外において行われるものに限り、」を加え、「、海外」を「海外」に、「二百メートル以上の政令で定める水深の海域において行われるものに限る」を「海域において行われる国民経済上重要なものであって国及び機構以外の者が行うことが困難なものとして経済産業省令で定めるものに限り、地熱の探査に係る調査にあっては熱源の状況の調査を含む」に改め、同項第七号中「海外における金属鉱物の探鉱」を「海外における石炭の探鉱に必要な地質構造の調査その他石炭資源の開発に必要な調査、本邦における地熱の探査に必要な地質構造の調査（熱源の状況の調査を含む。）及び海外における金属鉱物の探鉱」に改め、同項第八号中「おける」の下に「石炭資源の開発、本邦における地熱資源の開発及び海外における」を加え、同項第十号中「国家備蓄石油（」を削り、「昭和五十年法律第九十六号」の下に「。以下「備蓄法」という。」を加え、「国家備蓄石油をいう。以下同じ」を「国家備蓄石油（同条第二項に規定する指定石油製品を除く。」に、「国家備蓄施設（同法第三十一条に規定する国家備蓄施設をいう。以下同じ」を「備蓄法第二十九条に規定する国家備蓄施設（以下「国家備蓄施設」という。」に改め、同項第十二号中「に限り、」の下に「備蓄法第二条第十項に規定する」を加え、同項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「金属鉱業等鉱害対策特別措置法第三十条第一項の規定による鉱害防止業務」を「次の業務」に改め、同項に次の各号を加える。
一　備蓄法第三十四条の規定による援助を行うこと。
二　金属鉱業等鉱害対策特別措置法第三十条第一項の規定による鉱害防止業務を行うこと。
第十二条第一号中「前条第一項第一号」の下に「に掲げる業務（石油等に係るものに限り、次号に掲げるものを除く。）」を加え、「及び第三号から第六号まで」を「、同項第三号及び第四号」に改め、「限る。）」の下に「、同項第五号及び第六号に掲げる業務（石炭及び地熱に係るものに限る。）、同項第七号及び第八号に掲げる業務（石炭及び地熱に係るものに限る。）」を、「する業務」の下に「並びに同条第二項第一号に掲げる業務」を加え、同条第二号中「金属鉱物の探鉱に係る」を「石油に係るものを除き、可燃性天然ガスに係るものにあってはその採取及び液化に必要な資金に係るものであって特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に係るものに限り、金属鉱物に係るものにあっては同条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に係る」に改め、「同項第三号に掲げる業務（」の下に「石炭、地熱及び」を加え、「、第九号」及び「並びに同条第三項の業務」を削り、同条第三号中「権利譲受け資金に係るものに限る」を「権利譲受け資金に係るものに限り、前号に掲げるものを除く」に、「第六号」を「第八号」に、「同項第七号、第八号」を「同項第九号」に、「第十五号、第十八号及び第十九号」を「第十七号及び第十八号」に、「並びに同条第二項」を「、同条第二項第二号に掲げる業務並びに同条第三項」に改め、同条第四号中「前条第一項第十六号」を「前条第一項第十五号」に改め、同条第五号中「前条第一項第十七号」を「前条第一項第十六号」に改め、同条の次に次の一条を加える。